

比較表

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
（目的） 第1条 この条例は、大和市議会議員（以下「議員」という。）が市民の信頼に<u>最大限</u>応える<u>ため、議員の責務、政治倫理基準、違反行為等に対する審査等について定めることにより、議員による高潔かつ公正な活動を促し、もって大和市議会基本条例（平成 25 年大和市条例第 21 号）の趣旨の実現に寄与する</u>ことを目的とする。 （議員の責務） 第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、<u>公人としての自覚及び責任を持って</u>、誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、次条に<u>規定する</u>政治倫理基準に<u>違反</u>する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、<u>及び</u>真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果た<u>さ</u>なければならない。 （政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （1）市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。 （2）議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。	（目的） 第1条 この条例は、<u>大和市議会基本条例（平成 25 年大和市条例第 21 条）第 5 条の規定に基づき</u>、大和市議会議員（以下「議員」という。）が<u>高潔かつ公正な活動を行い</u>、市民の信頼に応えることを目的とする。 （議員の責務） 第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、誠実に職務を遂行しなければならない。 2 議員は、次条<u>各号に掲げる政治倫理に関する</u>基準に反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果た<u>すよう努め</u>なければならない。 （政治倫理基準） 第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。 （1）市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。 （2）議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。	目的規定の作法に従い最終目的を「高次元（議会基本条例）の目的の実現に寄与すること」とする。 3条は禁止事項を書くべきであるため、「公人としての自覚及び責任を持つ」の文言を同条8号から移動。

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
(3) 本市<u>若しくは本市から当該権限を委任されたもの</u>が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は<u>本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成 16 年大和市条例第 16 号）第 25 条に規定する法人をいう。）を含む。次号及び第 5 号において同じ。）が締結する</u>請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。 (4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。 (5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。 (6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。 (7) 議会内での地位<u>又は</u>議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。 (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。<u>次号において同じ。</u>）をする場合は、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。	(3) 本市<u>（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成 16 年大和市条例第 16 号）第 25 条に規定する法人をいう。）を含む。以下同じ。）</u>が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。 (4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。 (5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。 (6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。 (7) 議会内での地位<u>及び</u>議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。 (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。<u>以下同じ。</u>）をする場合は、<u>公人としての自覚及び責任をもって、</u>他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。	行政処分の主体には指定管理者が含まれるため、包含されるよう修正。また出資法人は契約の主体として規定。 <8・9・11 号に共通> 本条の政治倫理基準は、違反したら審査の請求の対象となるため、基本的には「やってはいけないこと」のみを記載することで疑義が生じなくなる。

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
(9) 発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報提供<u>を励行するものとし、</u>事実と異なり、又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。 (10) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。 (11) 互いの活動<u>の尊重及び円滑な議会運営の観点から、定刻遵守を旨とし、</u>やむをえず<u>本会議又は委員会</u>に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条の規定に<u>基づき議会が定める</u>会議規則<u>その他議会が定める規律</u>に従い届出を行うこと。 (12) <u>本会議、委員会その他市議会において議長又は議長から特に権限を与えられた議員が開催する会議において電子計算機を使用する場合は、議長が別に定める基準に従うこと。</u> （審査の請求） 第 4 条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）<u>を認め</u><u>た</u>ときは、当該違反行為等を証明<u>し、</u>又は疎明する書類を添え、3 人以上の議員の連署をもって書面で議長に審査<u>の</u>請求<u>を</u>することができる。 <u>2 前項に規定する 3 人以上の議員のうち少なくとも 2 人は、異なる会派に属していなければならない。この場合におい</u>	(9) 発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報<u>を</u>提供<u>し、</u>事実と異なる<u>情報</u>又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。 (10) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。 (11) 互いの活動<u>を尊重し、</u>円滑な議会運営<u>を妨げないよう、定められた時間を守り、</u>やむをえず<u>会議</u>に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 120 条の規定<u>により設けられた</u>会議規則<u>の規定</u>に従い届出を行うこと。 (12) <u>議長が貸与するタブレット型コンピュータ端末機器の使用について議長が別に定めた場合は、当該定めに従うこと。</u> （審査の請求） 第 4 条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）<u>がある</u>ときは、当該違反行為等を証明又は疎明<u>を</u>する書類を添え、3 人以上の議員（<u>当該各議員が属する会派（会派に属さない議員は、その全員をもって 1 の会派とみなす。）の数の合計が 2 以上である場合に限る。以下「審査請求議員」という。）</u>の連署をもって書面で議長に審査<u>を</u>請求することができる。	例えば 9 号に「事実に基づいた正確な情報を提供し」とあると、不正確な情報を一度でも発信したら審査の対象となる。 11 号も同様に、「定められた時間を守り」とあると、届出をしても一度でも遅刻をすると審査の対象となる。 字句の整理

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8.4.16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8.3.5 時点	備考
<u>て、会派に属さない議員は、その全員をもって1の会派とみなす。</u> <u>3 第1項に規定する審査の請求（以下<u>単に</u>「審査の請求」という。）は、違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日<u>の</u>属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了<u>又は任期中の</u>議会の解散（以下「任期満了等」という。）があった場合において、<u>当該任期満了等に伴う</u>選挙で当該議員が再選されたときは、違反行為等があった日から3年以内に限り、当該違反行為等についての審査<u>の</u>請求をすることができる。</u> <u>（議会運営委員会への意見聴取等）</u> <u>第5条 議長は、審査の請求があったときは、速やかに当該審査の請求の適否について議会運営委員会に意見を求めるものとする。</u> <u>2 議会運営委員会は、前項の規定により意見を求められたときは、当該審査の請求が前条に規定する要件を満たすか否かを審議し、その結果を議長に報告する。この場合においては、第8条第4項の規定を準用する。</u> <u>3 当該審査の請求をした議員（次条において「請求議員」という。）及び当該審査の請求に係る違反行為等を行った議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることができない。</u>	<u>2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、<u>当該</u>違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日<u>が</u>属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了、<u>議会の解散又は当該議員の解職若しくは辞職</u>（以下<u>この項において</u>「任期満了等」という。）があった場合において、任期満了等<u>の日以後に行われた</u>選挙で当該議員が再選されたときは、<u>当該</u>違反行為等があった日から3年以内に限り、当該違反行為等についての審査請求をすることができる。</u>	「解職若しくは辞職」は、一度責任を取ることになるので削除 議長が審査の請求を受けた際の議運への諮り方を「意見聴取」として整理。 議運は、前条の要件を満たすか否かを審議し議長に報告する。

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
<u>（審査の請求の却下）</u> <u>第6条 議長は、前条第2項の規定により要件を満たさないと報告を受けたときは、当該審査の請求を却下することができる。この場合においては、請求議員及び審査対象議員に対し、その旨を通知するものとする。</u> <u>2 当該審査の請求のあった日から議長が第11条第1項の規定による報告を受けるまでの間に審査対象議員が議員の職を失ったとき（任期満了等に伴う選挙で当該議員が再選されたときを除く。）も、前項と同様とする。</u> <u>（審査会の設置等）</u> <u>第7条 議長は、第5条第2項の規定により当該審査の請求が適当であるとの報告を受けたときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u> <u>2 審査会は、議長及び審査対象議員を除いた議員であって各会派から選出されたもの</u>のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織する。ただし、<u>議長及び審査対象議員を除くことその他やむを得ない事由により各会派から選出できず、又は当該数の委員をもって組織できないと認められる場合は、当該事由に係る部分に限り減員する。</u> <u>3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u>	<u>（審査会の設置等）</u> <u>第5条 議長は、審査請求があった場合は、直ちに議会運営委員会に当該審査請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があったときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。</u> <u>2 審査請求議員及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わるできない。</u> <u>3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長及び審査対象議員を除き、議員のうちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出する。ただし、議会運営委員会と同数の委員をもって組織できず、又は各会派から選出できないと認められる場合にあっては、この限りでない。</u> <u>4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</u>	請求を却下する場合を新設。 ・ 4条の要件を満たさない場合 ・ 審査途中で議員が失職した場合（再選された場合を除く。） 5条・6条の追加に伴う整理。

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
<u>4 審査会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前の会議は、議長が招集する。</u> 5 委員の任期は、当該<u>審査の請求</u>に係る審査会を初めて開催した日から<u>第 11 条第 1 項の規定により</u>審査の結果を議長に報告した日<u>又は前条第 2 項の規定により当該審査の請求を却下し、これを通知した日</u>までとする。<u>ただし、当該任期中に委員の任期満了等があった場合は当該任期満了等の日までとし、当該任期満了等に伴う選挙後に選出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 （審査会の審査等） 第<u>8</u>条 審査会は、<u>議長の諮問に応じ、違反行為等の存否について審査し、及び違反行為等を認定した場合の講ずべき措置について意見を述べる</u>ものとする。 <u>2 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するものとする。</u> <u>3 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u> <u>4 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u> <u>5 審査会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って会議の一部又は全部を非公開とすることができる。</u>	5 委員の任期は、当該<u>審査請求</u>に係る審査会を初めて開催した日から<u>次条の規定による審査が終了し、当該</u>審査の結果を議長に報告した日までとする。 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 （審査会の審査） 第<u>6</u>条 審査会は、違反行為等の存否<u>及び第 9 条第 1 項に規定する意見</u>について審査<u>する</u>ものとする。 <u>2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u> <u>3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u> <u>4 審査会は公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って審査の一部又は全部を非公開にすることができる。</u>	会議の招集権者を規定。 委員の任期中に改選を迎えた場合の扱いを規定。 字句の整理

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
<u>6</u> 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。 <u>7</u> 審査会は、審査対象議員その他<u>審査のために必要があると認める</u>者に対し、事情を聴取し、資料の提出を求め、<u>その他</u>必要な調査を行うことができる。 <u>8</u> 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。 <u>（その他の審査会に関する事項）</u> <u>第9条 前2条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。</u> （議員の協力義務） 第10条 議員は、<u>第8条第7項の規定による審査会からの調査を受けたときは、誠実に協力し</u>なければならない。 （審査結果の報告<u>及び通知</u>） 第11条 審査会は、設置の日から起算して120日を経過する日までに審査の結果<u>を書面により議長に報告し</u>、及び審査対象議員に通知しなければならない。	<u>5</u> 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。 <u>6</u> 審査会は、審査対象議員その他<u>の違反行為等に関係する者（議員を除く。）</u>に対し、事情を聴取し、<u>及び</u>資料の提出を求め<u>るほか</u>、必要な調査を行うことができる。 <u>7</u> 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。 （議員の協力義務） 第7条 議員は、審査会からの<u>求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べ</u>なければならない。 <u>（その他の審査会に関する事項）</u> <u>第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。</u> （審査結果の報告） 第9条 審査会は、<u>その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに審査の結果及び次項に掲げる措置についての意見（違反行為等を認定した場合に限る。）（以下「審査結果等」という。）を記載</u>	次の「議員の協力義務」は審査会の運営に関する事項ではないため前に移動。 字句の整理

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、<u>当該審査対象議員に対し</u>次の各号のいずれかの措置を講ずるべきか<u>を協議し、前項に規定する審査の結果に意見として</u>添えなければならない。 (1) 議員辞職の勧告 (2) 議会の役職停止勧告 (3) 一定期間の出席停止勧告 (4) 議場における謝罪<u>要求</u> (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出<u>要求</u> <u>3 議長は、第 1 項の規定により審査の結果（前項の規定により意見が添えられた場合は当該意見を含む。以下「審査結果等」という。）の報告を受けたときは、速やかにその内容を審査対象議員に通知しなければならない。</u> （審査結果等に対する再弁明） 第 <u>12</u> 条 審査対象議員は、<u>前条第 3 項の規定により</u>審査結果等<u>の通知を受けたときは、議長に対し、当該通知を受けた日</u>の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等について<u>書面による</u>再弁明を<u>行う</u>ことができる。 （審査結果等の公表） 第 <u>13</u> 条 議長は、<u>第 11 条第 1 項の規定により</u>審査会から審査結果等<u>の報告を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。ただし、同条第 2 項に規定する場合においては、前条に規定する期間の経過後速やかに公表するものと</u>	<u>した審査結果報告書を議長に提出し、及び審査結果等を</u>審査対象議員に通知しなければならない。 2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、次の各号のいずれかの措置を講ずるべきか<u>の意見</u>を添えなければならない。 (1) 議員辞職の勧告 (2) 議会の役職停止勧告 (3) 一定期間の出席停止勧告 (4) 議場における謝罪 (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出 （審査結果等に対する再弁明） 第 <u>10</u> 条 審査対象議員は、審査結果等が通知<u>された</u>日の翌日から起算して 14 日以内に、当該審査結果等に対して再弁明を<u>する</u>ことができる。<u>この場合において、当該再弁明は、書面により、議長に対して行うものとする。</u> （審査結果等の公表） 第 <u>11</u> 条 議長は、審査会から審査結果報告書<u>の提出</u>を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。	審査対象議員への結果通知の主体は議長であるべきことから 3 項を新設。 字句の整理

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
<u>し、同条の規定による</u>再弁明があったときは、<u>その趣旨を併せて公表するものとする。</u> （審査対象議員に対する措置） 第 <u>14</u> 条 議長は、第 <u>11</u> 条第 2 項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で<u>当該意見に係る</u>措置が講じられるよう<u>配慮</u>しなければならない。<u>ただし、議会又は議長が当該措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は、この限りでない。</u> (1) 第 <u>11</u> 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる措置 当該審査<u>の</u>請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出 (2) 第 <u>11</u> 条第 2 項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導 2 <u>議長は、前項第 1 号に掲げる措置が講じられ、又は同項第 2 号に掲げる措置</u>を講じたときは、その旨を公表しなければならない。 （議長の職務の代理） 第 <u>15</u> 条 議長が<u>違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行う</u>ときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長が<u>その</u>職務を代理するものとする。	<u>2 議長は、審査対象議員から審査結果に対する再弁明があつたときは、前項に規定する審査結果報告書の内容の公表に当たり、当該再弁明</u>の趣旨を併せて公表するものとする。 （審査対象議員に対する措置） 第 <u>12</u> 条 <u>議会及び</u>議長は、第 <u>9</u> 条第 2 項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で<u>第 9 条第 2 項各号に掲げる</u>措置が講じられるようにしなければならない。 (1) 第 <u>9</u> 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる措置 当該審査請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出 (2) 第 <u>9</u> 条第 2 項第 4 号又は第 5 号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導 2 <u>議会は、第 9 条第 2 項各号に掲げる</u>措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。 （議長の職務の代理） 第 <u>13</u> 条 議長が<u>審査の対象となった</u>ときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長が<u>議長の</u>職務を代理するものとする。	措置が講じられるよう取り計らう主体を議長として整理。 また、措置を講じようとしたときに、審査対象議員が議員の職を失っている場合は措置を講じないことを明記。 字句の整理

大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 4. 16 時点	大和市議会議員政治倫理条例（案）R8. 3. 5 時点	備考
2 議長及び副議長がともに<u>違反行為等を行い、他の議員がこれに対する審査の請求を行う</u>ときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長が<u>その</u>職務を代理するものと<u>する。</u> <u>3 前項の</u>仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。この場合において、同法第 106 条第 2 項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法 107 条中「<u>年長の</u>議員」とあるのは「審査対象議員を除く<u>年長の</u>議員」と読み替えるものとする。 （委任） 第 <u>16</u> 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 <u>（施行期日）</u> <u>1</u> この条例は、令和 年 月 日から施行<u>する。</u> <u>（経過措置）</u> <u>2 第 4 条から第 15 条までの規定は、この条例の施行の日以後</u>になされた違反行為等について適用する。	2 議長及び副議長がともに<u>審査の対象になった</u>ときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長が職務を代理するものと<u>し、</u>仮議長の選出については、地方自治法第 106 条第 2 項及び第 107 条の規定を準用する。この場合において、同法第 106 条第 2 項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法 107 条中「議員」とあるのは「審査対象議員を除く議員」と読み替えるものとする。 （委任） 第 <u>14</u> 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この条例は、令和 年 月 日から施行<u>し、同日以降</u>になされた違反行為等について適用する。	本条例は、違反行為等を行った議員のみならず、責務や守るべき政治倫理基準が定められており、全議員が対象となるため、4 条～15 条の手続規定のみ適用関係を規定する。